

茨城労働局発表
平成27年10月2日

【照会先】
茨城労働局労働基準部監督課
課長 佐川 正孝
主任監察監督官 宮崎 ひろみ
(直通電話)029(224)6214

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施 ～過重労働などの撲滅に向け、使用者団体への協力要請、 重点監督、無料の電話相談などを実施～

茨城県内の所定外労働時間は13.9時間と、全国で一番長く、週労働時間60時間(月時間外労働時間80時間に相当)以上の労働者の割合は8.5%と少ない方から15位ですが、政府目標の5%を大きく上回っています。

また、長時間労働を背景とする脳・心臓疾患、精神障害の労災請求事案も数多く発生しています。(別添資料参照)

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、使用者のみならず、労働者や労働組合等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要です。

このため、茨城労働局(局長 中屋敷勝也)では、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働削減に向けた下記の取組を推進していきます。

記

【取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、茨城労働局長、労働基準部長による協力要請を行います。

なお、(一社)茨城県経営者協会長への次の要請に際しては、取材が可能です。

当日の取材を希望される場合は、10月14日(水)までに当局監督課(佐川又は宮崎)までご連絡ください。

要請日時 平成27年10月15日(木) 午前10時15分

要請場所 (一社)茨城県経営者協会内
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 11階

出席予定者 【茨城労働局側】 中屋敷勝也局長外

【(一社)茨城県経営者協会側】

鬼澤邦夫会長外

2 重点監督を実施します

長時間の過重労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉で実施します。

実施日時 : 11月7日(土) 9:00~17:00

フリーダイヤル : 0120-794-713 なくしましょう 長い残業

【その他の相談窓口】

- ・ 平日は、従来どおり、労働局や労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」で相談を受け付けます。(別添資料参照)
- ・ 平日の夜間・土日は労働条件相談ほっとライン(0120-811-610)で電話相談を受け付けます。

(添付資料)

- ・ 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。(リーフレット)
- ・ 茨城県の月間総実労働時間・所定外労働時間(平成25年平均)
- ・ 茨城県の週労働時間60時間以上の割合(平成24年)
- ・ 脳・心臓疾患の労災請求の推移
- ・ 精神障害者の労災請求の推移
- ・ 県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先